

報告第二号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
で、同条第二項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

令和六年二月十五日

江戸川区長 齊藤 猛

和解調書(総括表)

No.1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	110,923 円	1 件
合 計	110,923 円	1 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
担 当 部 課 生活振興部地域振興課

No.2

番号	和解額	和解日	和解の内容				当事者
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	
1	110,923 円	令和5年9月20日	東京簡易裁判所 令和5年(ハ)第36126号	平成31年2月13日	元金 82,500 円 利息金 8,100 円 遅延損害金 20,323 円	令和5年10月から令和8年9月まで 毎月末日限り 3,000円ずつ 令和8年10月末日限り 2,923円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
計	110,923 円						